

てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業に関する決議

【21街区について】

21街区の保留地については、専門知識を有した方々で構成される審査員において評価を行い、公平性、透明性、客観性を重視し、厳正に審査され、開発の実現性と魅力あるまちづくりの内容を確認した上で、売買契約の相手方を決定したと理解している。

令和4年3月8日に本市議会において「てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業に関する決議」を全会一致で可決したが、てだこ浦西駅周辺地区の開発については、都市モノレール事業、分散型エネルギー事業、土地区画整理事業が、国、県及び市の補助事業として導入されており、どれか一つが欠けるという事は、本市議会として承服できない。区画整理事業については、総事業費の約半分に当たる約56億円（国50億、市6億）について国及び市から補助を行っており、また貴組合からの要請を受けて、市から職員を2名も派遣している事からも、市及び本市議会が当地区への関心が高く、当地区の開発が失敗する事の無いよう、多様な方法（補助金と職員派遣）で支援している事をご承知の事と考える。

つきましては、21街区保留地は、専門知識を有した審査員にて契約者の評価を行い、公平性、透明性、客観性を重視し、厳正に審査されており、契約者は提案内容どおりに実現することを強く要望する。

上記のとおり決議する。

令和5年12月22日

沖縄県浦添市議会

宛先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合理事長